

新潟市潟東農村環境改善センター等指定管理者申請者評価会議開催要綱

(目的)

第1条 新潟市潟東農村環境改善センター等（以下「改善センター等」という。）の管理運営を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、当該施設の指定管理者候補者（以下「候補者」という。）を評価するにあたり、関連する分野の学識経験者等外部の有識者から専門的な意見を聴取し、候補者評価の参考とすることを目的として、新潟市潟東農村環境改善センター等指定管理者申請者評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 評価会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 候補者の募集ための業務仕様書、公の施設の目標、評価項目等に関する事項
- (2) 候補者の選定における申請内容に関する事項
- (3) 非公募により選定された指定管理者に対する所管課による指定期間を通じた評価に関する事項

(委員構成)

第3条 評価会議は、次に掲げる組織等から選定した委員3名をもって構成する。

- (1) 西蒲区自治協議会
- (2) 関東信越税理士会新潟県巻支部
- (3) 新潟県農村地域生活アドバイザー連絡会会員のうち西蒲区に住所を有する者
(第2条第2号に係る評価会議)

第4条 第2条第2号に係る評価会議においては、申請者による事業計画等のプレゼンテーション及び意見交換で構成し、必要に応じて事前に視察研修等を行う。

(第2条第2号に係る評価会議の評価方法)

第5条 評価会議の委員は、他の委員の意見も参考にあらかじめ別に定める評価項目に対して採点を行うものとする。

(会議の公開)

第6条 評価会議におけるプレゼンテーションは公開とし、意見交換については非公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員は評価会議で知りえた情報等を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 評価会議の議事進行及び庶務は、新潟市西蒲区役所産業観光課において処理する。

(雑則)

第9条 その他評価会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は平成30年9月1日から施行する。

(新潟市潟東農村環境改善センター等指定管理者申請者評価会議開催要綱の廃止)

2 新潟市潟東農村環境改善センター等指定管理者申請者評価会議開催要綱（平成27年9月1日施行）は、廃止する。